

千葉県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

令和4年3月22日
教育庁 教育振興部 文化財課
電話043-223-4082

文化財保護法の一部改正（令和4年4月1日施行）で地方公共団体による文化財の登録制度が新たに規定されたことに伴い、県内文化財の登録制度を新設するため、千葉県文化財保護条例の一部改正が2月定例県議会で制定されました。この条例の一部改正にあわせ、文化財を登録したときに必要となる規則を定めるため、千葉県文化財保護条例施行規則を一部改正します。

※「登録制度」：一定の価値は認められるものの、直ちに指定文化財には至らない文化財を広く登録することで把握し、「指定制度」のように現状変更に対する強い制限や罰則を設けず、緩やかな規制により文化財の保存・活用を図る制度。

1 主な改正内容

各分野（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物）の文化財を登録した際に必要となる届出等の内容やその様式について規定。

※規定内容は国登録文化財の規則に準じる。

○千葉県登録文化財にかかる規則の追加

- ・登録証
- ・登録証の再交付申請
- ・管理責任者選任(解任)、所有者等変更、滅失・毀損等、所在場所変更の届出等
- ・現状変更の届出
- ・維持の措置の範囲
- ・登録の基準

○千葉県登録文化財にかかる様式の追加

- ・登録証の様式
- ・所有者の管理に係る各種変更様式
- ・現状変更届の様式

2 根拠法令

○千葉県文化財保護条例

第四十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○関係する国規則

- ・登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ・登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則
- ・登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ・登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則
- ・登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則

3 施行期日

令和4年4月1日